

## 土壌調査を行う場合、近隣者への通知は義務付けられているのでしょうか？

### キーワード

土壌汚染対策法（法第3条、4条、5条、14条）土壌汚染、自主調査、リスクコミュニケーション、CSR

### 知って得する

土壌汚染対策法上、近隣への通知義務はありませんが、土壌汚染が判明したとき、土壌汚染対策を実施する前、実施中および完了時などの適切なタイミングで、事業者と周辺の住民の方々が土壌汚染やそれによる健康リスク、対策の必要性などについて情報を共有し共通の理解をもつための双方向のコミュニケーション、すなわち**リスクコミュニケーション**を行い、**土壌汚染対策を円滑に進めるための信頼関係を構築することが重要になります。**

また、近年では企業の**社会的責任（CSR）**が求められるようになっており、その中で、自社の事業活動が環境に与えている影響を認識し、その影響に対する対応も含め、情報開示することが望まれます。

### リスクコミュニケーションを行うタイミング

- ①土壌汚染調査により土壌汚染が判明した段階（状況・対応方法の説明・公表）
- ②追加調査や土壌汚染対策が進捗した段階（経過報告）
- ③計画した土壌汚染対策が完了した段階（完了報告）

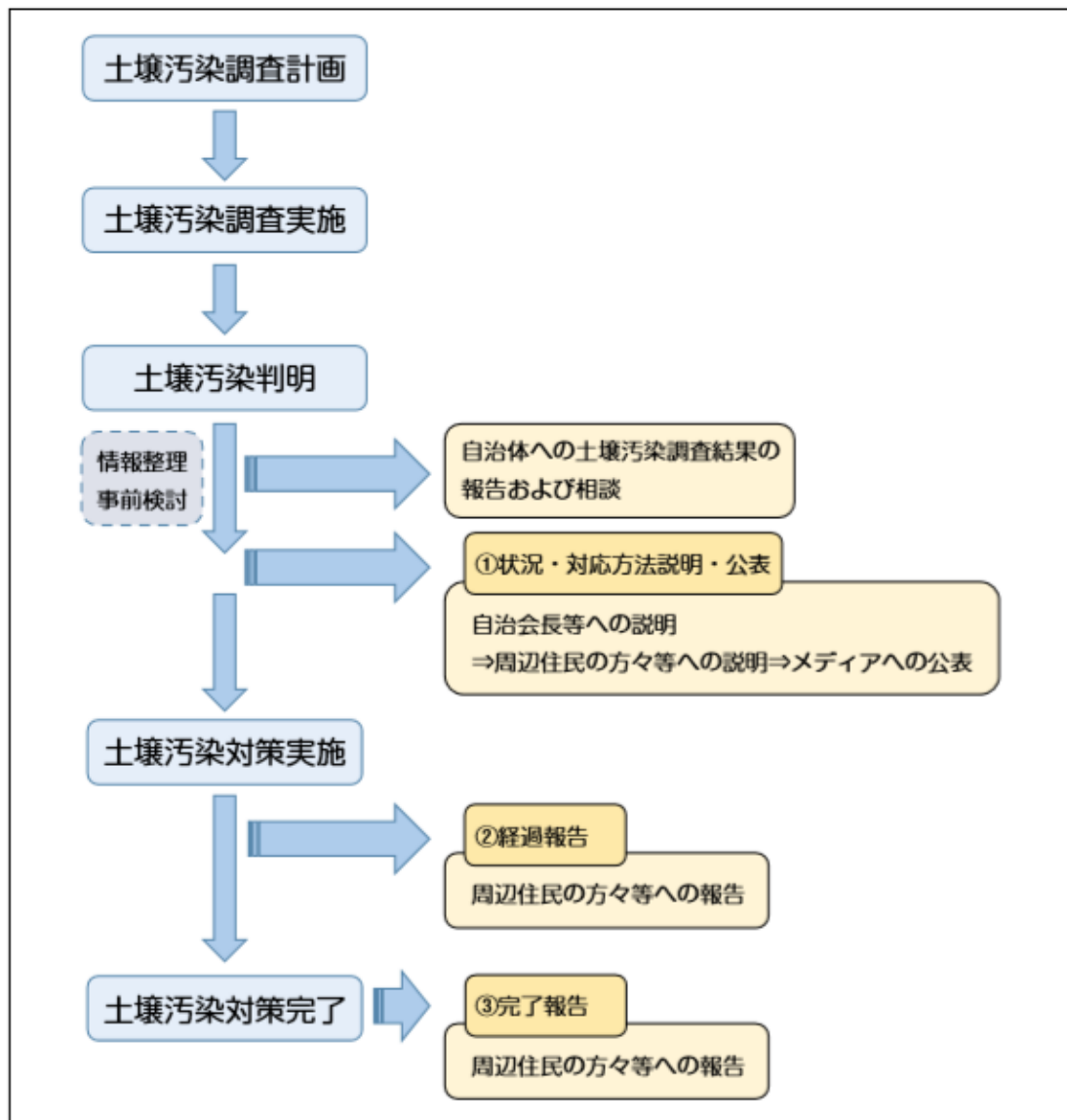
出典：社団法人 日本環境協会  
「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」

# 土壌調査を行う場合、近隣者への通知は義務付けられているのでしょうか？

## リスクコミュニケーションを行うタイミング

土壌汚染対策法（法第3条、4条、5条、14条）土壌汚染、自主調査、リスクコミュニケーション、CSR

## フローチャート



出典：社団法人 日本環境協会  
「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」